

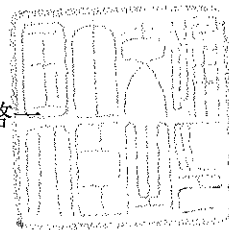
観 総 第 195 号
平成28年10月 7日

交通政策審議会

会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣

石井 啓



交通政策審議会に対する諮問について

観光立国推進基本法第10条第5項において準用する第3項に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第256号】

観光立国推進基本計画の変更案について

【諮問理由】

観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第10条第5項において準用する第3項において、国土交通大臣は、交通政策審議会の意見を聴いて、観光立国推進基本計画の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとされていることから、上記について同審議会の意見を聴く必要がある。



国交政審（観）第2号

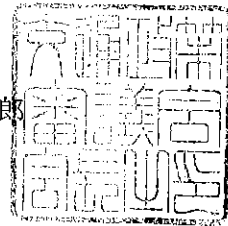
平成28年10月11日

交通政策審議会観光分科会

会長 竹内 健蔵 殿

交通政策審議会

会長 浅野 正一郎



交通政策審議会観光分科会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し、諮問第256号「観光立国推進基本計画の変更案について」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき観光分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。